

# 第4編

## 災害復旧・復興対策計画

第1章 災害復旧計画



第1節 被災地域の復旧を図る

第2章 災害復興計画



第1節 被災地の復興を図る

## 第1章 災害復旧計画

### 第1節 被災地域の復旧を図る

→

1. 災害復旧事業を実施する

→

2. 解体・がれき処理を行う

## 第1節 被災地域の復旧を図る

1. 災害復旧事業を実施する	→	(1) 災害復旧事業計画を作成する
	→	(2) 災害復旧事業に伴う財政措置を講じる
	→	(3) 災害復旧事業を実施する
2. 解体・がれき処理を行う	→	(1) 作業体制を確保する
	→	(2) 解体・がれき処理を実施する

### 1. 災害復旧事業を実施する

○各施設管理者は、災害発生後、所管する施設の被災状況を把握し、被災した施設について災害復旧事業計画を速やかに作成し、復旧事業を実施する。

#### (1) 災害復旧事業計画を作成する

【主担当課】 財政課、環境衛生課、子育て支援課、建設課、農林課、観光商工課、水道課、教育総務課、生涯学習課、都市整備課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 日立・高萩広域下水道組合

災害復旧の方針の決定	○ 施設の被災状況の把握 ○ 原状復旧とするか復興とするかの意思決定
災害復旧事業計画の作成	○ 被災施設の復旧事業の優先順位の決定 ○ 復旧事業の推進体制の調整(必要な職員の配備・応援、関係機関との協力、被災地の住民との協働など) ○ ライフライン・交通機関等の復旧予定時期の明示(事業期間の短縮)

災害復旧事業計画の種類

計画名	対象施設	担当課
公共土木施設災害復旧事業計画	道路、河川等の土木施設	建設課
農林業施設事業復旧計画	林道等農林業施設	農林課
都市災害復旧事業計画	都市計画事業による施設	都市整備課
上、下水道災害復旧事業計画	上、下水道、工業用水道の施設	水道課、日・高組合
住宅災害復旧事業計画	公営住宅施設	建設課
社会福祉施設災害復旧事業計画	社会福祉施設及び保健衛生施設	子育て支援課 環境衛生課
学校教育施設災害復旧事業計画	学校施設	教育総務課
社会教育施設災害復旧事業計画	公民館等施設	生涯学習課
復旧上必要な金融その他資金計画	—	財政課
その他の計画	土地改良、耕地事業施設	農林課
	観光施設	観光商工課

(2) 災害復旧事業に伴う財政措置を講じる

- 【主担当課】 環境衛生課、建設課、農林課、観光商工課、水道課、教育総務課、生涯学習課、都市整備課
- 【関係課】 財政課
- 【関係機関】 茨城県

公共土木施設の復旧事業の財政措置	○ 各法律に基づき全部または一部が負担・補助される災害復旧事業の採択に向けた必要な措置の実施
激甚災害の指定	○ 被害状況の調査(県が行う調査への協力) ○ 激甚災害の指定に向けた必要な措置の実施

法律に基づき全部または一部が負担・補助される事業の例

- 1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 3) 公営住宅法
- 4) 土地区画整理法
- 5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7) 予防接種法
- 8) 水道法
- 9) 道路法
- 10) 河川法
- 11) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫暫定法

用語の解説 : 激甚災害

- ・ 激甚災害: 災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害
- ・ 激甚法 : 激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律(昭和37年9月6日法律第150号)

(3) 災害復旧事業を実施する

【主担当課】 環境衛生課、建設課、農林課、観光商工課、水道課、教育総務課  
生涯学習課、都市整備課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 ー

災害復旧事業の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 必要な職員の配備・応援派遣等の措置</li><li>○ 物資、資機材の調達、必要な職員の配備・応援等について関係機関と協力</li><li>○ 地域間・組織間の人員の応援協力体制の整備(関係機関との協議、被災地の住民との協働)</li></ul>
-----------	---

激甚法による財政援助措置の内容

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共土木施設災害復旧事業</li> <li>・ 公共土木施設災害関連事業</li> <li>・ 公立学校施設災害復旧事業</li> <li>・ 公営住宅災害復旧事業</li> <li>・ 生活保護施設災害復旧事業</li> <li>・ 児童福祉施設災害復旧事業</li> <li>・ 老人福祉施設災害復旧事業</li> <li>・ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業</li> <li>・ 知的障害者更正施設又は知的障害者授産施設災害復旧事業</li> <li>・ 婦人保護施設災害復旧事業</li> <li>・ 感染症指定医療機関災害復旧事業</li> <li>・ 感染症予防事業</li> <li>・ 堆積土砂排除事業</li> <li>・ 湛水排除事業</li> </ul>
農林業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地・農業用施設等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</li> <li>・ 農林業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例</li> <li>・ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助</li> <li>・ 天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例</li> <li>・ 森林災害復旧事業に対する補助</li> <li>・ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助</li> <li>・ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助</li> </ul>
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</li> <li>・ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例</li> <li>・ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</li> <li>・ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例</li> </ul>
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</li> <li>・ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助</li> <li>・ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</li> <li>・ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例</li> <li>・ 水防資材費の補助の特例</li> <li>・ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例</li> <li>・ 産業労働者住宅建設資金融通の特例</li> <li>・ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</li> <li>・ 雇用保険法による求職者給付に関する特例</li> </ul>

## 2. 解体・がれき処理を行う

○各施設管理者は、所管する施設の被災状況を把握し、必要に応じて解体、がれき処理を迅速に行う。

### (1) 作業体制を確保する

【主担当課】 環境衛生課、建設課、各施設管理課

【関係課】 財政課

【関係機関】 ー

作業員の確保	○ 平常作業及び臨時雇い上げによる体制の確保
人員、資機材等の確保に関する協力体制の整備	○ 近隣市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等との協力体制の整備

(2) 解体・がれき処理を実施する

【主担当課】 環境衛生課、建設課、各施設管理課

【関係課】 財政課

【関係機関】 ー

状況把握	○ 職員による巡視等による被災地域の状況把握
処理の実施	○ 住宅、所管の道路及び河川施設の解体・がれき処理を実施 ○ 県、近隣市町村、民間の廃棄物処理業者等への応援要請
集積地の確保	○ 解体収集後のがれき等を集積する集積地の確保 ○ 集積地が不足する場合の一時集積地の確保(交通に支障のない路上や公園等) ○ 近隣市町村に対する集積地の確保の要請



## 第2章 災害復興計画

第1節 被災地の復興を図る



1. 災害復興事業を実施する

## 第1節 被災地の復興を図る

### 1. 災害復興事業を実施する

- (1) 事前復興対策を行う
- (2) 災害復興体制を整備する
- (3) 災害復興方針・復興計画を策定する
- (4) 災害復興事業を実施する

### 1. 災害復興事業を実施する

○市長は、被災した市民の生活再建や産業の振興に向けて、必要な体制を整備するとともに、災害復興計画を作成し、計画的に災害復興事業を推進する。

#### (1) 事前復興対策を行う

- 【主担当課】 危機対策課、企画広報課
- 【関係課】 全庁各課
- 【関係機関】 ー

復興手順の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去の復興事例等の情報収集</li> <li>○ 復興対策の手順の明確化(方針決定、計画策定、法的手続き、市民の合意形成など)</li> </ul>
復興基礎データの整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 測量図面、建築物現況、土地の権利関係等のデータ整理</li> </ul>

(2) 災害復興体制を整備する

【主担当課】 危機対策課、総務課、企画広報課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 ー

災害復興本部の設置	○ 必要に応じて、市長を本部長とする「災害復興本部」を設置
復興担当部署の設置	○ 必要に応じて、災害復興計画の策定など災害復興対策全般の総合調整を行う担当部署を設置
災害復興方針・復興計画の検討組織の設置	○ 災害復興方針・復興計画の検討を行う(仮称)災害復興検討委員会の設置 ○ 庁内の復興検討組織の設置

災害復興検討委員会の構成(例)

.....  
学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員 など  
.....

(3) 災害復興方針・復興計画を策定する

【主担当課】 危機対策課、企画広報課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 ー

災害復興方針の策定	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 災害復興方針の策定</li><li>○ 市民への公表及び意見聴取</li></ul>
災害復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 具体的な災害復興計画の策定</li><li>○ 市民への周知及び意見聴取</li></ul>

災害復興計画の主な内容(例)

- ・市街地復興、産業復興、生活復興等に関する計画
- ・各事業の事業手法、財源確保に関する事項
- ・事業の推進体制に関する事項 など

(4) 災害復興事業を実施する

【主担当課】 危機対策課、企画広報課、都市整備課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 ー

行政上の手続きの実施	<input type="radio"/> 被災市街地復興特別措置法に基づく復興推進地域の指定 <input type="radio"/> 建築基準法に基づく建築制限区域の指定
災害復興事業の実施	<input type="radio"/> 災害復興計画に基づく各事業の実施

市街地復興事業のための主な手続き

被災市街地復興特別措置法に基づく復興推進地域の指定

被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で指定を行う。

建築基準法に基づく建築制限区域の指定

被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行う。

第4編 災害復旧・復興対策計画  
第2章 復興計画